

平成27年度（2015年度）助成団体「募集要項」

公益財団法人 三菱UFJ信託地域文化財団は、平成元年（1989年）の設立以来、地域文化の振興に資する音楽・美術・演劇・伝統芸能の各分野の活動団体に対する助成事業を行っております。

平成27年度（2015年度）助成事業として、以下要項により助成団体を募集します。

1. 募集要項

1. 助成内容： ・ 永年地域文化の振興に寄与してこられた団体、とりわけ地域の音楽・美術・演劇・伝統芸能の各分野において努力されている諸団体の活動に対して助成支援を行う。
2. 助成対象： (1) 国内の団体・法人が、日本国内で行う、地域文化振興に寄与し、文化・芸術的に優れた、公演・展覧会等。
(2) 前項の公演・展覧会等は、平成27年度（平成27年〔2015年〕4月1日～平成28年〔2016年〕3月31日まで）に開催もしくは会期が開始するものとする。
3. 募集部門： ・ 音楽部門、美術展部門、演劇部門、伝統芸能部門、の4部門。
4. 応募資格： (1) 音楽部門、演劇部門、伝統芸能部門は、アマチュアの団体・公演に限る。
(2) 美術展部門は美術館等が企画する展覧会等が対象となるので、アマチュアとは限定しない。
(3) 過去当財団の助成を受けた団体は、前回助成を受けた年度から、少なくとも5年超経過していること。
5. 募集期間： ・ 平成26年（2014年）8月1日～11月30日（消印有効）
6. 応募方法： ・ 当財団事務局宛に、以下の書類を郵便または宅配便により提出する。
① 所定の「助成申請書」
② 必要添付資料
7. 助成要件： (1) 公演・展覧会等を実施する際、チラシ・ポスター・プログラム等に、当財団から助成を受けている旨を表示する。
(2) 助成公演・展覧会等が終了した後、速やかに当財団所定の結果報告書を提出する。
8. 助成決定： (1) 提出書類にもとづく選考委員会の審査を経て、平成27年（2015年）3月に決定の予定。
(2) 決定次第、当財団より各申請者宛に郵便で通知する。
9. 助成金交付： ・ 原則として公演・展覧会等開催の前月に指定の口座に振込む。

2. 応募書類の入手方法

- ・ 応募書類は以下のウェブ・サイト（当財団のホームページ）の「募集要項」の欄にExcel形式で掲示してあります。コピー（ダウンロード）してお使い下さい。

<http://www.mut-tiikibunkazaidan.or.jp>

- ・ 上記以外の場合は、電話あるいはファクシミリで当財団事務局までご照会下さい。

3. 提出先・問合せ先（当財団事務局）

公益財団法人 三菱UFJ信託地域文化財団 事務局
〒103-0027 東京都中央区日本橋2-2-4 日本橋ビル
TEL：03-3272-6993
FAX：03-3272-6994
<http://www.mut-tiikibunkazaidan.or.jp>

（注）お問合せは電話でお願いいたします。

4. 申請にあたっての留意事項

(1) 助成対象公演等の具体例

- ・ 当財団の助成事業の具体的な対象・内容は、以下①～④のとおりです。
- ・ 過去5年間の助成対象公演・展覧会等の実例 261件が、当財団ホームページの「助成実績検索」の欄でご覧になれますので、参考にして下さい。

① 音楽部門……地域で継続的に活動しているアマチュアの音楽団体の公演

例：オーケストラ、オペラ、合唱、吹奏楽、音楽祭等

② 美術展部門…各地の美術館等が地域の人々に優れた美術品の鑑賞の機会を提供する展示活動等

例：企画展、公募展等

③ 演劇部門……地域で継続的に活動しているアマチュアの演劇団体の公演

例：一般劇・現代劇、ミュージカル、演劇祭等

（注：ダンス、パフォーマンスなどは原則として対象としておりません。）

④ 伝統芸能部門……各地の伝統芸能の伝承と保存、後継者の育成を図るための公演

例：伝統芸能祭、舞踊等、能・薪能、人形浄瑠璃、太鼓、お囃子、獅子舞、農村歌舞伎、神楽・雅楽等

（注：永い伝統にもとづかない創作芸能・イベント・町おこしなどは対象となりません。）

(2) 助成対象・応募資格について

- ・ 助成の対象は、あくまで個別の公演・展覧会等です。年間を通しての団体活動費や一般的な備品購入費などは対象となりません。

- ・ 助成の対象は「団体」「国内」です。「個人」「海外」は対象となりません。
- ・ 音楽部門・演劇部門・伝統芸能部門はアマチュアの団体・公演に限っておりますが、これは、主催者も出演者もアマチュア、非営利団体ということが原則です。
ただし、プロのゲストや指導者（例：指揮者・ソリスト・演出家・太夫等）を招いたり、他のプロ（例：オーケストラ）と共演することは、公演の主体が一般的なアマチュアのレベルである限り応募に問題はありません。「助成申請書」にその内容が分かるように記載して下さい。
- ・ 地方自治体やNPO法人および実行委員会が企画、主催、運営に携わっていても、応募に問題はありません。
- ・ 4つの部門に共通して、次のような例は原則として対象となりませんのでご注意下さい。
 - ・ 予算上、資金不足の生じない黒字の公演・展覧会等
 - ・ 地域性が希薄なもの
 - ・ 習い事、稽古事、教室など特定の仲間、同好の士の発表会、展示会
 - ・ 学校の行事・部活動・課外活動・発表会
 - ・ 企業・サークルなど限定された集団内での活動
 - ・ 地域の一般市民の参加機会や鑑賞機会が認められないもの
 - ・ 文化・芸術として相応の水準が認められないもの、あるいは明確でないもの
- ・ なるべく広く助成対象を募るという趣旨から、当財団が近年（過去5年程度）助成した実績のある団体は、原則として、いったん対象から除外させていただいております。今回につきましては、平成22年度（2010年度）以降当財団が助成した団体は、今回の募集対象から外れますのでご了承下さい。
- ・ 申請に当たって、推薦は必須ではありません。
- ・ 当財団の助成金と他の助成団体の助成金・協賛金を重複して受領されても、当財団は差し支えありません。ただし、申請書および結果報告書で他の助成金の内容をご報告いただきます。

(3) 応募方法について

- ・ 「助成申請書」はご捺印の上、必ず郵便または宅配便でご提出下さい。
電子申請（メール）や Fax、および持参による直接提出には対応してしておりませんので、ご了承下さい。
- ・ 「助成申請書」には原則、以下の資料を添付して下さい。

- ・ 申請対象公演・展覧会等の企画書
- ・ 過去の公演・展覧会等のプログラム（図録は除く）（3年分）
- ・ 団体の決算書・会計報告書（2年分）
- ・ 団体の規約（定款、寄付行為、団員規約、会則等）

（上記書類の提出が難しい場合は、助成申請書にその旨を付記下さい）

- ・ その他、適宜の資料、記事、DVDなど、選考の参考となるものは、申請書の記載と重複しても結構ですので、添付して下さい。

- ・ 提出された応募資料は返却致しませんのでご了承下さい。
- ・ 提出書類はホチキス留めせず（クリップ等使用）ご提出下さい。
- ・ 「助成申請書」はそのまま選考書類となります。別紙を使用し本文に「別紙参照」とだけ記載されると選考が困難になります。別紙を使用される場合でも「助成申請書」の該当欄には要旨を記載して下さい。
- ・ 「助成申請書」をパソコン入力する場合、行間や字の大きさなどは適宜変更されても構いません。ただし、各々のページと欄の順序・配列は変更せず、A4版3枚となるようにお願いします。

(4) 選考・助成決定について

- ・ 1件当たりの助成金上限額は特に定めておりません。近年の実績は、1件当たり20万円から50万円程度の助成が多くなっております。
- ・ 選考倍率は年度ごと、部門ごとに異なります。ちなみに近年は、全体で5倍程度の倍率で推移しております。
- ・ 助成金贈呈式は特に予定しておりません。
- ・ 当財団の助成対象となった場合、その公演・展覧会等の内容（団体名、公演名、日付、会場等）を当財団のホームページおよび資料に掲載させていただきます。
- ・ 「助成申請書」提出後、公演・展覧会等の日時・会場・内容などに変更が生じた場合は、直ちに当財団事務局まで連絡（Fax等にて）下さるようお願いいたします。
- ・ 選考の経緯、当否理由は、当否の如何にかかわらずお答えしておりませんのでご了承下さい。

(5) その他留意事項

- ・ 「三菱UFJ」の名称が付く財団法人は複数あります。申請にあたり再度ご確認ください。特に、オペラ、オーケストラ等の音楽部門で申請される場合、主としてプロを対象としている「三菱UFJ信託芸術文化財団」と混同されることのないようご注意ください。

以上